管理番号：2026_11_003

一般社団法人ＰＨＲサービス事業協会定款

第１章　　総　　則

（名　称）
第１条　当法人は、一般社団法人ＰＨＲサービス事業協会と称する。

（事務所）
第２条　当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
２　当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第２章　　目的及び事業

（目　的）
第３条　当法人は、国民が安全かつ簡便に パーソナル・ヘルス・レコード（個人の健康、医療、介護に関するデータをデジタルで一元的に記録・管理する仕組み。以下、「ＰＨＲ」という。）を活用して、個人に最適化された医療やヘルスケアサービスを享受できるよう、情報の可視化や行動変容、医療従事者との共有等の商品・サービスを提供するＰＨＲサービス事業者による団体であり、多様なステークスホルダー間の協調を促進し、ＰＨＲサービス産業の発展を通じて、国民のウェルビーイング（健康寿命の延伸や豊かで幸福な生活）に貢献することを目的とする。

（事　業）
第４条　当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
１．ＰＨＲサービス産業の協調と競争を通じた持続的な発展と国際競争力の確立
２．デジタル技術と科学的知見等を活かした利便性と信頼性の高い顧客価値の創出
３．幅広い業種によるＰＨＲサービス産業への参画を通じたオープンイノベーションの促進
４．その他当法人の目的を達成するために必要な事項

第３章　　会　　員

（法人の構成員）

第５条　当法人に次の会員を置く。

（１）正 会 員　当法人の目的に賛同し、その事業の推進に寄与するため入会した個人、法人又は団体

（２）賛助会員　当法人の目的に賛同し、当法人の活動を経済的に支援することにより、その事業を推進するために入会した個人、団体、又は法人

（３）特別会員　当法人に功労のあった者で理事会において推薦された者

２　前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入　会）

第６条　当法人の会員として入会しようとする者は、協会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

２　入会基準及び入会手続きは、社員総会において別に定める規則により定める。

（入会金及び会費）

第７条　会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

（退　会）

第８条　会員は、別に定める退会届を提出することで、年度末をもって退会することができる。

（除　名）

第９条　会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

（１）法令、この定款又はその他の規則に違反したとき

（２）当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき

２　前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

（会員の資格喪失）

第10条　会員は、前２条の場合の他、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）正当な理由なく、当法人が指定する時期までに会費を支払わないとき

（２）総正会員の同意があったとき

（３）解散し、若しくは死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

（会員名簿）
第11条　当法人は、会員の氏名又は名称及び住所、メールアドレスを記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
２　当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行う、もしくは電磁的方法によって行うものとする。

（拠出金品の不返還）
第12条　会員が、当法人にすでに納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　　社員総会

（構　成）
第13条　社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（権　限）
第14条　社員総会は、次の事項について決議する。
（１）入会基準及び入会手続き並びに入会金及び会費の額
（２）会員の除名
（３）理事及び監事の選任又は解任
（４）理事及び監事の報酬等の額又はその支給の基準
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（６）定款の変更
（７）解散及び残余財産の処分
（８）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）
第15条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招　集）
第16条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
２　総正会員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
３　社員総会を招集するには、会日より２週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

（議　長）
第17条　社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

（議決権）
第18条　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決　議）
第19条　社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）その他法令で定められた事項

（書面による議決権の行使及び議決権の代理行使）
第20条　総会に出席することができない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（社員総会の決議の省略）
第21条　社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（社員総会議事録）
第22条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第５章　　役　　員

（役員）
第23条　当法人に、次の役員を置く。
（１）理事３名以上１０名以内
（２）監事２名以上３名以内

２　理事のうち、１名を理事長とし、１名を副理事長とすることができる。
３　前項の理事長及び副理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

（役員の選任等）
第24条　理事は、理事２名以上の推薦を受けた者の中から、社員総会の決議によって選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
３　監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）
第25条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長及び副理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表する。
３　理事長及び副理事長は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第26条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）
第27条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
３　補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
４　補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
５　理事及び監事は、第２３条第１項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第28条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）
第29条　理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

（責任の一部免除又は限定）

第30条　当法人は、一般法人法第１１４条第１項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

２　当法人は、一般法人法第１１５条第１項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

（顧問）

第31条　当法人に、任意の機関として顧問若干名を置くことができる。

２　顧問は、学識経験者、実務経験者、医療・ヘルスケア業界での功績が顕著な者等の中から、理事会において選任する。

３　顧問は、当法人の業務運営に関し理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べる。

４　顧問に対しては、理事会において別に定める支給基準に従い、顧問料を支払うことができる。

５　顧問の任期は、２年とし、再任を妨げない。

第６章　　理事会

（構成）

第32条　当法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第33条　理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）当法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び副理事長の選定及び解職

（招　集）

第34条　理事会は、理事長がこれを招集し、会日の１週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

２　理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

（招集手続の省略）
第35条　理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議　長）
第36条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

（決議）
第37条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）
第38条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）
第39条　理事又は、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第２５条３項の規定による報告についてはこの限りでない。

（議事録）
第40条　理事会の議事録については、法令に定めるところにより議事録を作成する。
２　出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

（理事会運営規則）
第41条　理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第42条　当法人の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月３０日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）
第43条　当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、事業計画書及び収支予算書を理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告及び決算）
第44条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後３か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号及び第４号の書類については承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
２　前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第８章　　定款の変更、解散等

（定款の変更）
第45条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第46条　当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の不分配）
第47条　当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）
第48条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　　公告の方法

（公告の方法）
第49条　当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第１０章　　事務局

（事務局）
第50条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長及び重要な職員は、理事長が、理事会の決議を経て任免する。

管理番号：2026_11_003

第１１章　　雑　　則

（委任）

第51条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。